

学校防犯システム「ツイタもん」サービス利用規約

株式会社N T T西日本 - 中国

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 株式会社N T T西日本 - 中国(以下「当社」といいます)は、当社の提供する学校防犯システム「ツイタもん」サービス(以下「本サービス」といいます)に関し、本サービスを利用する者(以下「契約者」といいます)に対し、以下のとおり利用規約(以下「本規約」といいます)を定めます。

(本規約の範囲及び変更)

第2条 本規約は、本サービスの利用に関し当社および契約者に適用します。第4条(利用契約の申し込み)および第5条(利用契約の成立)で規定する利用契約が成立後、当社および契約者は誠実に本規約を遵守する責務が発生します。

- 2 当社が別途規定する個別規定および当社が随時、契約者に対し通知する追加規定(以下「その他規約等」といいます)は、本規約の一部を構成するものとし、本規約とその他規約等が異なる場合には、その他規約等が優先するものとします。
- 3 当社は、第15条(料金等)第3項及び第4項の場合を除き、本サービスについて理由の如何を問わず、契約者に事前の通知をすることなく、本サービス内容の全部または一部を変更・追加・廃止することができ、契約者は当社からの事後の通知をもって承諾するものとします。

(サービスの提供区域)

第3条 本サービスの提供区域は日本国内とします。

第2章 契約

(利用契約の申し込み)

第4条 本サービスの利用を希望する者(以下「申込者」といいます)は、本規約を承諾していただいた上で、当社が別途指定する所定の手続に従って、申込者が利用契約当事者として利用契約締結を申し込みます。

(利用契約の成立)

第5条 申込者は、本規約に拘束されることを承諾していただき当社所定の様式に必要な事項をご記入の上、当社宛ご提出いただきます。利用契約は、当社が第4条(利用契約の申し込み)に規定する利用契約の申込を承認し、書面に記載された利用開始日に成立するものとします。

- 2 当社は、申込者が以下の各号の一に該当する場合、当該利用契約を締結しない場合があります。
 - (1) 申込者が日本国外に居住する場合。
 - (2) 申込者が、過去に利用規約違反等により、契約者としての資格の取消が行われている場合。
 - (3) 申込内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。
 - (4) 申込者が20歳未満で親権者の同意を得ていない場合。

- (5) 申込者の指定した預金口座・郵便貯金口座（以下「支払口座」といいます）について、代金回収代行業者（以下「回収代行業者」といいます）金融機関または契約者が指定した支払口座による利用停止処分等を含むその他の事由により、利用料金の決済手段として利用できないことが判明した場合。
- (6) 申込者が被補助人、被保佐人または被後見人の何れかであり、利用申込の際にそれぞれ、補助人又は補助監督人、保佐人又は補佐監督人、後見人又は貢献監督人の同意を得ていない場合。
- (7) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申し立てを受けている場合。
- (8) 公租公課の滞納処分を受けている場合。
- (9) その他、当社が、申込者を契約者とすることを不適当と判断する場合。

（契約期間）

第6条 本サービスの契約期間は第5条（利用契約の成立）の利用開始日の月から卒業までとします。

- 2 ただし、転校等真にやむをえない場合はこの限りでないものとします。
- 3 契約者から第7条（契約者による解約）による解約の届出がない時、契約は自動更新されるものとし、その後も同様とします。

（契約者による解約）

第7条 第6条第2項により、契約者が利用契約の解約を希望する場合には、すみやかに当社に届け出るものとします。

- 2 解約時までの契約者の本サービス利用により発生したすべての債務は解約後といえども存続し、契約者は、当社に対し、その債務の履行義務を負います。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、契約者が解約に伴って、当社に対して、なんらかの請求権を取得することは一切ありません。

（利用前の準備）

第8条 契約者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、または電話利用契約等を準備するものとします。

（禁止事項）

第9条 契約者は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者もしくは当社の著作権もしくはその他の権利を侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- (2) 第三者もしくは当社の財産もしくはプライバシーを侵害する行為、またはこれらを侵害するおそれのある行為。
- (3) 上記1項及び第2項のほか、第三者もしくは当社に不利益または損害を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (4) 公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為。
- (5) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為。
- (6) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利の目的とする行為。
- (7) ユーザIDおよびパスワードを不正に使用する行為。
- (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (9) 第三者または当社に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為。

(1 0) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

(1 1) その他、当社が不適切と判断する行為。

(自己責任の原則)

第10条 契約者は、第9条(禁止事項)に該当する契約者の行為によって当社および第三者に損害が生じた場合、契約者としての資格を喪失した後であっても、契約者は損害賠償等すべての法的責任を負うものとし、当社に迷惑をかけないものとします。この場合において、当社が徴収すべき本サービスの料金(初期費用・その他費用を含む(以下「サービス料金」といいます))等がある場合には、契約者は、当社に対し直ちに支払うこととします。

(契約者の地位の承継)

第11条 契約者は、相続または法人の合併により契約者の地位を承継したものは、速やかに所定の書類を当社に提出するものとします。

2 当社は契約者について次の変更があったときは、契約者の同一性および継続性が認められる場合に限り、前項と同様であるとみなして前項の規定を準用します。

(1) 個人から法人への変更の場合。

(2) 契約者である法人の業務の分割による新たな法人への変更の場合。

(3) 契約者である法人の業務の譲渡による別法人への変更の場合。

(4) 契約者である任意団体の代表者の変更の場合。

(5) その他前各号に類する変更の場合。

(権利の譲渡制限)

第12条 本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利を、第三者に譲渡することはできないものとします。

(契約者資格の中断・取消)

第13条 契約者が以下の各号の一に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該契約者の契約者資格を中断または取り消すことができるものとします。また、契約者資格が取り消された場合、当該契約者は、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとし、また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。

(1) 利用申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。

(2) 第9条(禁止事項)で禁止している事項に該当する行為を行った場合。

(3) 料金等の支払債務の履行遅延または不履行があった場合。

(4) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。

(5) 回収代行業者、金融機関または契約者が指定した支払口座が利用料金の決済手段として利用できないことが判明した場合。

(6) 仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始の申し立てを受けている場合。

(7) その他、本規約に違反した場合。

(8) その他、契約者として不適切と当社が判断した場合。

(登録内容の変更)

第14条 契約者は、住所、氏名その他利用申込において届け出た内容に変更があった場合には、直ちに所定の変更の届出を当社に行うものとします。

2 前項の届出を怠ったことにより、本サービスのご利用ができないなど、契約者又は

第三者に生じる損害について、当社は何ら責任を負うものではありません。

- 3 契約者は、第1項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

第3章 料金等

(料金等)

第15条 サービス料金は、別に定める料金表のとおりとします。

- 2 サービス料金については当社単独の裁量的判断に基づき設定・改定できるものとします。
- 3 当社は、サービス料金改定を実施するにあたり、契約者に対し30日以前の事前通知を行うことにより、改定することができるものとします。
- 4 本条第2項に基づき当社が変更したサービス料金に関し、契約者は、自らの責任において、サービス料金の変更を確認する義務を有するものとします。

(料金等の支払義務、支払方法等)

第16条 当社は、契約者に対し別に定める料金表に従い、サービス料金を適用します。契約者は、サービス料金を当社が別に定める方法にて支払う義務を負うものとします。なおサービス料金の支払に関し、契約者は、本規約に加え、第2条(本規約の範囲及び変更)に規定するその他規約等に従うものとします。

- 2 契約者は、当社が本条第1項に規定するサービス料金の支払方法として、回収代行払、請求書払、口座振替のどれかを選んで支払っていただきます。
- 3 契約者は支払方法として回収代行払を利用する場合には、別途当社が指定する回収代行業者を通じてサービス料金を徴収することを承認していただきます。
- 4 契約者は、支払方法として請求書払を利用する場合には、当社が利用契約成立後発行する請求書に従い、当社が指定する期日までに、当社が別途指定する方法により支払うものとします。なお、支払の際に振込手数料等を要する場合は、契約者が負担するものとします。
- 5 契約者は、本サービスの請求金額に誤りがあると判断した場合、その請求を受けてからあるいは開示を受けてから30日以内に当社にその旨を書面により通知するものとします。この期間が経過した場合は、契約者は請求代金について承諾したものとします。
- 6 契約者は、料金及びその他費用について当社が定める期日までに当社が指定する金融機関等に支払っていただきます。
- 7 料金及びその他費用については支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 8 契約者は支払方法として口座振替を利用する場合には、毎月22日(金融機関休業日の場合は、翌営業日)に契約者が指定した口座からサービス料金を振替させていただきます。

(料金の計算方法)

第17条 ご利用のサービス料金について、当社は利用開始日の当該月から当該月の属する年度末月を料金サイクルとして計算します。

- 2 ご利用契約については、契約期間が経過する前に利用契約が終了しても当社は既に支払われた本サービスの料金等を一切払い戻す義務を負わないものとします。
- 3 本サービスの料金計算の使用する年度とは、当年4月1日から翌年3月31日まで

とします。

(割増金)

第18条 契約者は料金及びその他費用についての支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税を加算しない額とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息等)

第19条 当社は、料金契約者が請求代金を支払期日までに支払わない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対し年14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、当該債務とあわせて支払うものとします。ただし支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合はこの限りではありません。

(消費税相当額の加算)

第20条 契約者が当社に対し本サービスに係わる債務を支払う場合においては、消費税法(平成6年法律第109号)及び同法に関する法令の規定により当該債務に対する消費税及び地方税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第21条 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の臨時減免)

第22条 当社は、災害が発生し、又は発生する恐れがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時にその料金及び初期費用を減免することがあります。

第4章 データ等の取扱い

(ユーザID、パスワード及びメールアドレスの管理)

第23条 契約者は、利用契約成立後、当社が契約者に付与する、ユーザID、パスワードおよびメールアドレスの管理責任を負うものとします。

2 契約者は、ユーザID、パスワードおよびメールアドレスを、その家族、従業員その他当社が特に認めるもの(以下「関係者」といいます)以外の第三者に対して、使用させてはならないものとします。また、契約者は、ユーザID、パスワードおよびメールアドレスを貸与、賃貸、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。なお、関係者の行為は当該契約者の行為とみなされるものとし、本規約の各条項が適用されることに契約者は同意するものとします。

3 ユーザID、パスワードおよびメールアドレスの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、本規約で特に定める場合を除き、当社は一切責任を負いません。

4 契約者は、ユーザIDおよびパスワードが盗まれたり、第三者に使用されていることを知った場合には、直ちに当社にその旨を、直接的即時的手段により連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

(所有権)

第24条 本サービスを構成するすべての関連機器、プログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商号またはそれに付随する技術全般は、当社に帰属するものとします。

- 2 本サービスを利用する契約者に対して、サービス提供者はICタグを提供することとします。
- 3 ICタグの提供については、提供に関して別に定める「利用同意書」を提出することとし、同意書の提出がない場合はICタグを提供しません。
また、すでにICタグを提供している場合においても、速やかにサービス提供者に返還することとします。
- 4 ICタグの利用者は善良なる管理者の誠意をもってICタグを保管することとし、故意または重大な過失によりICタグを滅損・紛失した場合はサービス提供者が利用回復に要した費用に相当する実費を支払うこととします。

(データのバックアップ)

第25条 本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧に対応するためデータの複写をすることがあります。

(データの消去)

第26条 当社は、契約者の登録した情報等又は契約者の管理する情報等が当社の定める所定の基準を越えた場合、契約者の対し何らの通知もなく現に蓄積している情報を削除し、又は情報の転送もしくは配送を停止することがあります。

- 2 当社は、前項に基づく情報の削除又は転送もしくは配送の停止に関し、いかなる責任も負いません。

(ユーザー情報の保護)

第27条 契約者が利用申込を行った際に知り得た情報、または契約者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た情報に関し、以下の各号の一に該当する場合を除き、当社は、契約者が本サービス利用期間中および解約後において、これらの情報を処理または開示しないものとします。

- (1) 契約者が、限定個人情報(契約者の氏名、住所、電話番号、電子メールのアドレス等)の開示について同意している場合。
- (2) 当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報(契約者の個人が特定できない情報群)を開示する場合。
- (3) 法令により開示が求められた場合。

(情報等の削除等)

第28条 当社は、契約者が第9条(禁止事項)各号の行為を行った場合、本規約に違反した場合、当社の通知や指導に従わなかった場合、その他当社が必要と認めた場合において、次の各号の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせた措置を講ずることがあります。

- (1) 契約者が本規約に違反する行為を中止すること、および同様の行為を繰り返さないことを要請します。
 - (2) 紛争当事者間で、紛争の解決のための協議を行うことを要請します。
 - (3) 本サービス用設備に契約者その他第三者が蓄積、保存したデータ・情報を閲覧し、または監視します。
 - (4) 契約者の本サービスの利用を一時的に停止、または解約もしくは蓄積されている情報を削除します。
- 2 契約者において登録されたデータに含まれる配信先メールアドレスや配信先登録氏名等を抽出し、当社の事業に使用することはありません。また登録データの抽出あるいはデータの登録を当社へ依頼する場合は、文書による依頼を受けた後、次の方法で

データの授受を行うものとします。

- (1) FAX、宅配便、電子メールのいずれかによる授受とし、サービスの申込書等に記載された宛先へのみ送付することとします。
- (2) 電子媒体による宅配便の利用もしくは電子メールを利用する場合は、暗号化及びパスワードロック等のセキュリティ対策を施すものとします。

第5章 サービス提供中止及び中断

(サービスの中止・中断)

第29条 当社は、以下の各号の一に該当する場合、本サービスの運営を中止中断できるものとします。

- (1) 本サービスのシステムの保守または工事を定期的もしくは緊急に行う場合、または当社のシステムの障害等やむを得ないとき。
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合。
 - (3) 政府機関の規制、命令によるとき、または他の電気通信事業者等がサービスの提供を中止・中断した場合。
- 2 当社は、前項の規定により、本サービスの運営を中止中断するときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、本サービスの中止中断などの発生により、契約者または第三者が被ったいかなる損害についても、本規約で特に定める場合を除き、責任を負わないものとします。

第6章 損害賠償

(責任の制限)

第30条 当社は、自己の責めに帰すべき事由により本サービスを提供しなかったときは、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、サービス料金の365分の1に本サービスを利用できなかった日数を乗じた額(100円未満切捨て)を上限として、契約者に現実に生じた通常の直接損害を賠償します。なお、契約者が本条により賠償請求できる期間は、当該損害の発生日から3ヶ月に限られるものとします。また、天災地変等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害、当社の予見可能性の有無に拘わらず特別の事情から生じた損害、または逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

- 2 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前項の規定は適用されないものとします。

(免責事項)

第31条 本サービスの提供、遅滞、変更、中断、中止、停止、もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供される情報等の流出もしくは消失等、またはその他本サービスに関連して発生した契約者または第三者の損害について、本規約で特に定める場合を除

- き、当社は一切責任を負わないものとします。
- 2 当社は、契約者が本サービスに蓄積した情報やデータに対する、第三者による削除や改竄について、一切責任を負わないものとします。
 - 3 本条第1項及び第2項の規定は、当社の故意または重大な過失による場合は適用されないものとします。
 - 4 当社は、本サービスの内容、および契約者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、确实性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。
 - 5 当社は、契約者がご使用になるいかなる機器、およびソフトウェアについて一切動作保証は行わないものとします。
 - 6 当社は、契約者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。
 - 7 他の電気通信事業者等がサービスの提供を中止・中断した場合もしくは不通・不安定になった場合に関して、当社は一切責任を負わないものとします。

第7章 雑則

(管轄裁判所)

- 第32条 本サービスに関連して、契約者と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。
- 2 前項の協議をしても解決しない場合、最寄りの裁判所を管轄裁判所とします。

料金表

ご利用サービス料金

一 契約ごとにサービス提供者が定める金額（1年間）とし、別に定める利用申込書に記載します。

- 2 利用開始月により、1年間に満たない場合は、サービス料金に利用開始月を含む、当該年度末月までの月数を12ヶ月で除した数を乗じた金額とします。

附則

実施日 2007年 9月 28日